

セットトップボックスに関する利用規約

株式会社シー・ティー・ワイ(以下「当社」という。)と、当社が行うサービスを受ける者(以下「加入者」という。)との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

第1条 (提供の開始)

当社と加入者との間のセットトップボックスの提供は、当社の『CTY光サービス加入契約約款』(以下『サービス契約約款』という。)に基づく加入者が、本利用規約の内容を了承した上で当社に対してセットトップボックスの申込みを行い、当社が承諾したときに提供を行うものとします。

第2条 (セットトップボックスの利用及び課金開始日)

セットトップボックスの利用開始日は、セットトップボックスの設置工事完了日とします。課金開始日は、工事完了の属する月の翌月からの起算とします。

第3条 (セットトップボックスの解約・休止)

- 1 セットトップボックスの解約日・休止日は、セットトップボックスが当社に返却された日(または、指定業者による工事完了日)とします。
- 2 前項の指定業者による工事の場合は、別途工事費を必要とします。

第4条 (最低利用期間)

セットトップボックスには、1年間の最低利用期間があります。

第5条(最低利用期間内の違約金)

- 1 最低利用期間内にセットトップボックスの解約・休止があった場合は、次により計算した違約金を当社が別途定める期日までに当社が指定する方法によりお支払いいただきます。
- 2 前項の違約金は次の方法により計算します。
3,000円/台(税別) × セットトップボックスの解約・休止があった日の属する月の翌月から起算して最低利用期間の末日までの月数

第6条 (機器の利用、保管等)

- 1 加入者は、本利用規約の各条項及び当社の指示に従って、セットトップボックスを善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。
- 2 加入者は、セットトップボックスの転貸、改造、改変、及び申込時に届出のあった設置場所以外への移転を行ってはならないものとします。
- 3 前項に違反した加入者のセットトップボックスから生じるあらゆる損害に対して、当社は責任を負わないものとします。
- 4 加入者は、セットトップボックスに故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
- 5 加入者の責に帰すべき事由によりセットトップボックスに故障、滅失、毀損等が生じたときは、当社は加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

第7条（免責事項）

- 1 加入者によるセットトップボックスの利用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。
- 2 セットトップボックスの交換、故障、滅失、毀損、不具合等あらゆる原因により、正常に録画ができなかった場合の補償、録画した内容の損失、及び直接、間接の損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、セットトップボックスを修理した場合(ハードディスク以外の修理を行った場合も含む)においても同様とします。

第8条（本利用規約の変更）

当社は、本利用規約の変更についてサービス契約約款を準用するものとします。この場合、セットトップボックスの提供条件は、変更後の本利用規約によります。

第9条（協議等）

- 1 本利用規約に定めのない事項については、サービス契約約款を適用するものとします。
- 2 加入者及び当社は、本利用規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

2019年7月1日制定

2020年4月1日改定